第十五期決算公告

平成二十九年一月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一、一〇九、九九一
固定資産	一、六〇六、五七四
資産合計	二、七一六、五六五
負債及び純資産の部	
流動負債	二八八、三六七
（うち賞与引当金）	（二五、五八二）
固定負債	三二〇
株主資本	二、四二七、八七八
資本金	二四〇、〇〇〇
資本剰余金	二三四、三六三
資本準備金	二三四、三六三
利益剰余金	一、九五三、五一五
利益準備金	四、八〇〇
その他利益剰余金	一、九四八、七一五
（うち当期純利益）	（一八九、〇〇三）
負債・純資産合計	二、七一六、五六五

平成二十九年四月三日

兵庫県神崎郡神河町中村一〇〇九番地二八

ＰＨＰ兵庫株式会社

代表取締役　藤代　昌彦

第八期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	五一〇
固定資産	八二
資産合計	五九三
負債及び純資産の部	
流動負債	五〇八
（賞与引当金）	（五）
固定負債	二六
（退職給付引当金）	（一五）
負債合計	五三五
株主資本	五七
資本金	四〇
資本剰余金	四〇
資本準備金	四〇
利益剰余金	△二二
その他利益剰余金	△二二
（当期純利益）	（三）
純資産合計	五七
負債及び純資産合計	五九三

平成二十九年四月三日

福岡県春日市塚原台三丁目一一〇番地

アサヒみどり販売株式会社

第八十二期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	二四五、八一五
固定資産	二二九、六二五
合計	四七五、四四一
負債及び純資産の部	
流動負債	二四七、七八五
（賞与引当金）	（一、四七二）
固定負債	五、九八一
（退職給付引当金）	（五、九八一）
株主資本	二二一、六七四
資本金	一二、〇〇〇
資本剰余金	一四五
資本準備金	一四五
利益剰余金	二〇九、五二九
利益準備金	三、〇〇〇
その他利益剰余金	二〇六、五二九
（当期純利益）	（四、四二九）
合計	四七五、四四一

平成二十九年四月三日

鹿児島県姶良市加治木町諏訪町二〇〇番地

さつま司酒造株式会社

配当公告

山形県山形市七日町一丁目四番五五号

破産者　山形県労働者住宅生活協同組合

右の者に対する山形地方裁判所民事部平成二十八年（フ）第一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる債権の総額

金三〇九、四五八、九六〇円

一、配当をすることができる金額

金二四、三六八、四二八円

平成二十九年四月三日

山形市七日町一丁目四番一八号

破産管財人　山川　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市末広町一四番地、最後の住所北海道函館市堀川町一一番一五―二〇三号

被相続人　亡　石村　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日

北海道函館市本通二丁目三一番六号　カネショウマンション二階

相続財産管理人　荒木　知恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道天塩郡天塩町山手通六丁目六六番地一、最後の住所北海道天塩郡天塩町山手通六丁目六六番地の二

被相続人　亡　阿部　泰士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日

北海道稚内市大黒三丁目五番八号マキノ第3ビル三階　稚内ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小田桐　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市大字七ツ館字虫流六二番地、最後の住所青森県五所川原市大字七ツ館字虫流六二番地　被相続人　亡　笹森　柾秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日

青森県弘前市大字上鞘師町一八―一　弘前商工会議所会館四階　横山航平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水三三一番地、最後の住所岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水三三〇番地

被相続人　亡　宮川　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日

盛岡市内丸一六番一五号内丸ビル四階藤田法律事務所　相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字蔵増甲九〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　土屋　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日

山形市旅篭町三丁目三番四二号山川ビル三階

相続財産管理人　弁護士　峯田　典明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区大宮町二六二九番地、最後の住所千葉市若葉区大宮町二六二九番地

被相続人　亡　榮　雅清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　好生

商号変更のお知らせ

平成二十九年一月二十五日開催の臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

記

新商号　株式会社ホテル京阪マネジメント

旧商号　株式会社京阪アーバンシステムズ

変更年月日　平成二十九年四月一日

平成二十九年四月三日

大阪市中央区谷町一丁目二番一〇号

株式会社ホテル京阪マネジメント

代表取締役　谷村伊智郎